

第 59 号議案

市道路線認定及び廃止の件

次のとおり市道路線を認定し、及び廃止する。

令和 4 年 9 月 14 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考			議 案 参照図 番 号
			予定延長 (メートル)	予定幅員 (メートル)	その他	
御影山 手 19 号 線	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 111 地 先	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 20 地先	182.50	最大 6.40 最小 6.00		その 1
御影山 手 20 号 線	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 94 地先	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 100 地 先	69.30	6.00		その 1
御影山 手 21 号 線	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 83 地先	神戸市東灘区 御影山手 4 丁 目 182 番 89 地先	70.00	6.00		その 1
藤原台 南 町 97 号線	神戸市北区藤 原台南町 1 丁 目 18 番 5 地先	神戸市北区藤 原台南町 1 丁 目 18 番 18 地先	133.10	6.00		その 2
北落合 110 号線	神戸市須磨区 北落合 1 丁目 2 番 34 地先	神戸市須磨区 北落合 1 丁目 2 番 52 地先	88.20	6.00		その 3
多聞 115 号線	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 79 地先	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 185 地先	315.50	13.00		その 4
多聞 116 号線	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 182 地先	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 79 地先	290.00	6.50		その 4
多聞 117 号線	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 174 地先	神戸市垂水区 学が丘 7 丁目 864 番 80 地先	50.00	5.50	自転車 歩行者 専用道 路	その 4
小束台 33 号線	神戸市垂水区 小束台東 868 番 1438 地先	神戸市垂水区 小束台東 868 番 1416 地先	199.00	6.00		その 5
小束台 34 号線	神戸市垂水区 小束台東 868 番 1426 地先	神戸市垂水区 小束台東 868 番 1431 地先	59.00	6.00		その 5
二ツ屋 38 号線	神戸市西区玉 津町二ツ屋字 東山 99 番 72 地 先	神戸市西区櫛 谷町松本字小 田 194 番 4 地先	571.00	最大 14.00 最小 10.00		その 6

二ツ屋 39号線	神戸市西区玉 津町二ツ屋字 東山89番94地 先	神戸市西区玉 津町水谷字青 谷390番4地先	610.50	最大 16.20 最小 6.00	その6
-------------	-----------------------------------	------------------------------	--------	---------------------	-----

2 廃止する市道路線

(1) (2)以外の廃止する市道路線

路線名	起 点	終 点	備 考		議 案 参照図 番 号
			延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)	
名 谷 14 号線	神戸市垂水区 名谷町字平ノ 垣内846番1地 先	神戸市垂水区 名谷町字平ノ 垣内851番1地 先	111.00	1.00	その7
名 谷 25 号線	神戸市垂水区 名谷町字入野 776番1地先	神戸市垂水区 名谷町字入野 785番9地先	72.90	1.00	その8
押 部 谷 里633号 線	神戸市西区神 出町南字美濃 谷619番52地先	神戸市西区押 部谷町和田字 上野834番1地 先	50.50	1.00	その9
多 聞 105 号線	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番174地先	神戸市垂水区 学が丘7丁目 864番185地先	276.00	6.50	その10
道 場 里 212号線	神戸市北区道 場町平田字西 山下1083番1 地先	神戸市北区道 場町平田字西 山下1076番6 地先	95.00	1.00	その11
中 4 号 線	神戸市北区八 多町中字ふけ 68番29地先	神戸市北区八 多町中字ふけ 68番2地先	73.00	3.00	その11
中 14 号 線	神戸市北区八 多町中字ふけ 890番1地先	神戸市北区八 多町中字ふけ 889番1地先	24.00	6.00	その11
山 田 里 613号線	神戸市北区山 田町下谷上字 中一里山351番 2地先	神戸市北区山 田町下谷上字 中一里山352番 2地先	70.00	1.00	その12
山 田 里 614号線	神戸市北区山 田町下谷上字 中一里山339番 2地先	神戸市北区山 田町下谷上字 中一里山339番 2地先	40.00	1.00	その12

(2) 土地改良事業に伴い廃止する市道路線

県営土地改良事業長尾地区第2工区内の従前の市道路線。ただし、才谷長尾線、上津台112号線、長野線、高津甲線及び長尾川学校沿線並びに長尾上津22～25、27、29～36号線を除く。(議案参照図その13)

理 由

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

道路法 ぬきがき

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 [略]

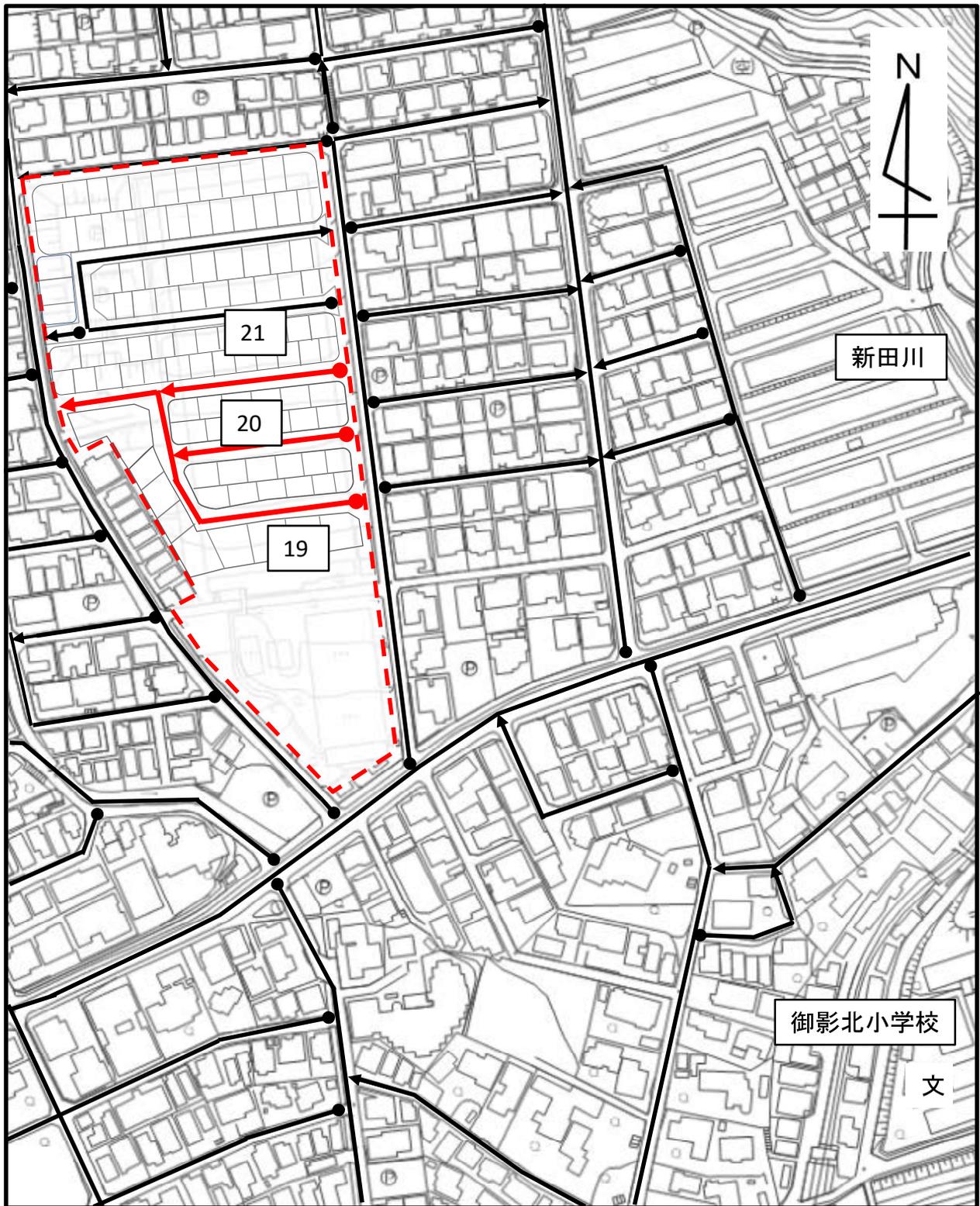
(路線の廃止又は変更)

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

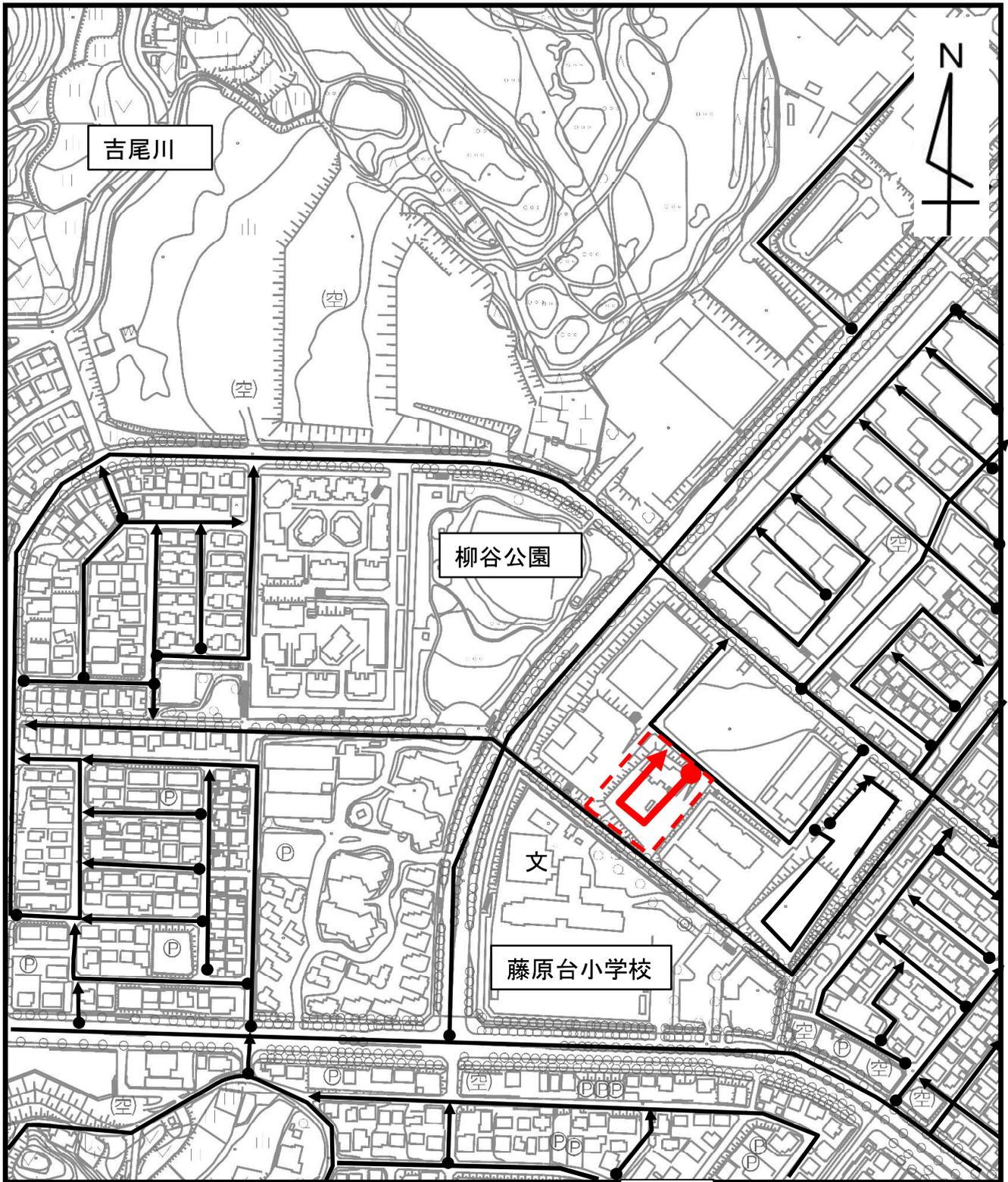
3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案参照図(その1)



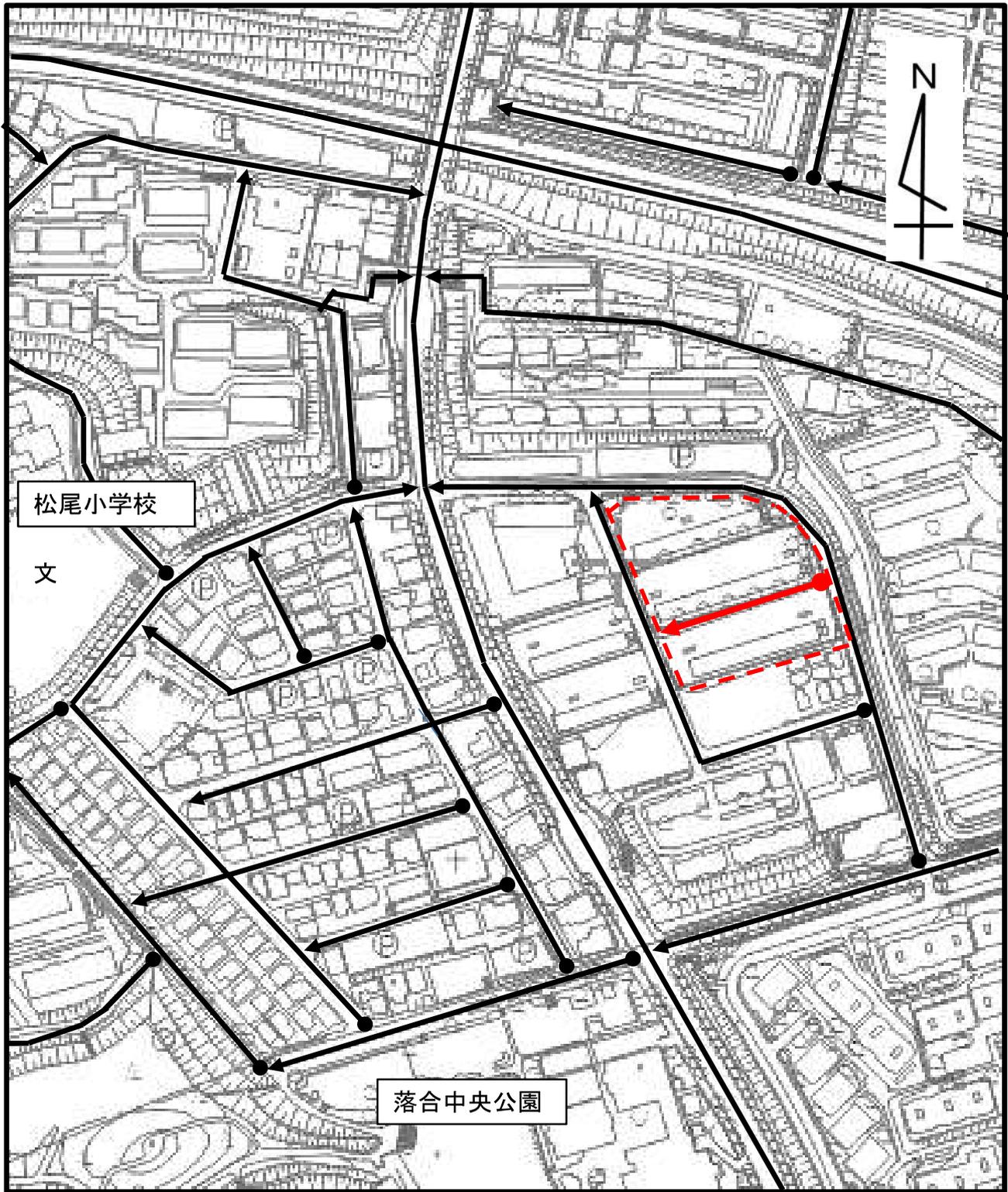
凡例	今回認定道路 (御影山手19、20、21号線)
	既認定道路
	都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その2)



凡例	今回認定道路 (藤原台南町97号線)
	既認定道路
	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域

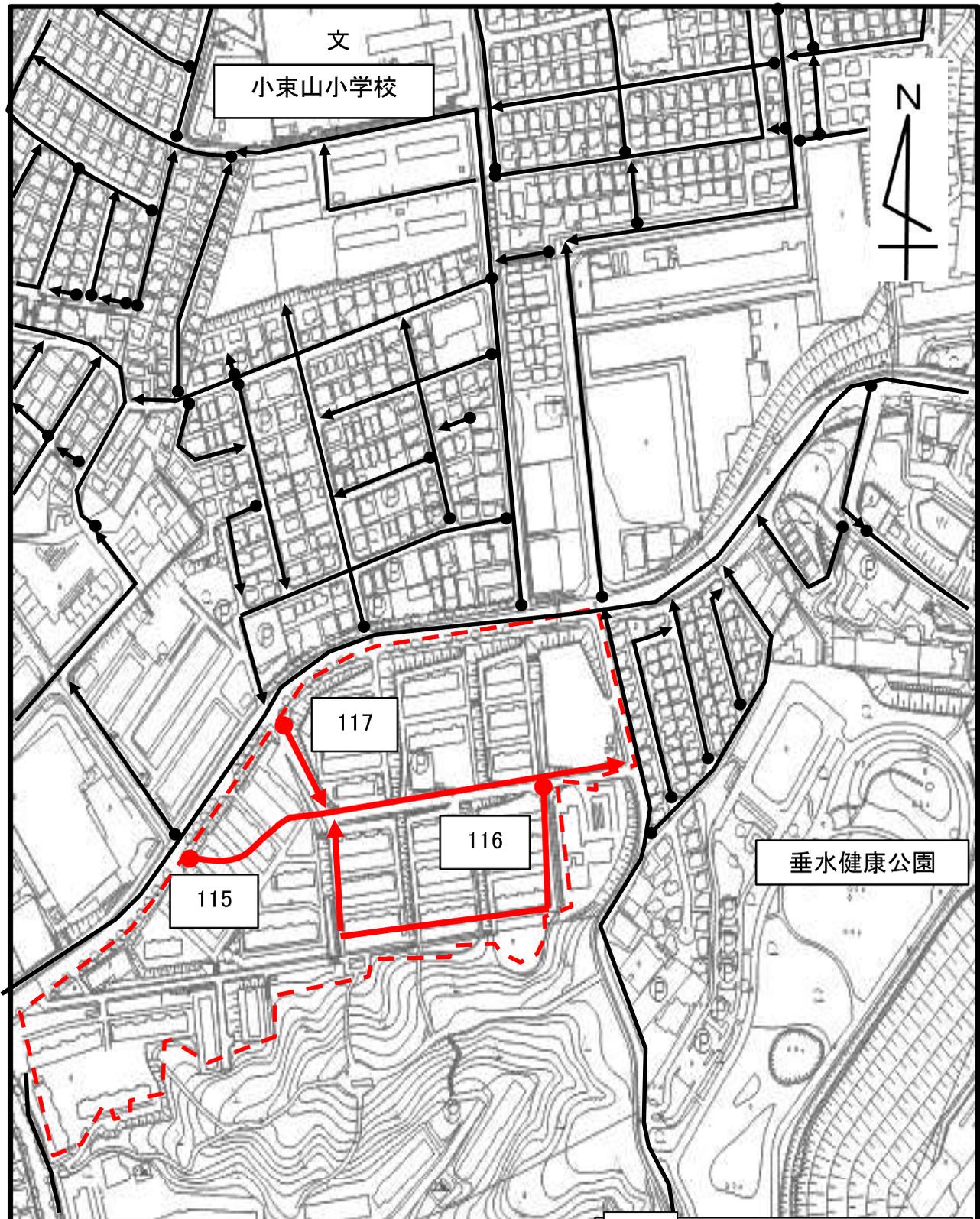
議案参照図(その3)



凡例

-  **今回認定道路**
(北落合110号線)
-  **既認定道路**
-  都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域

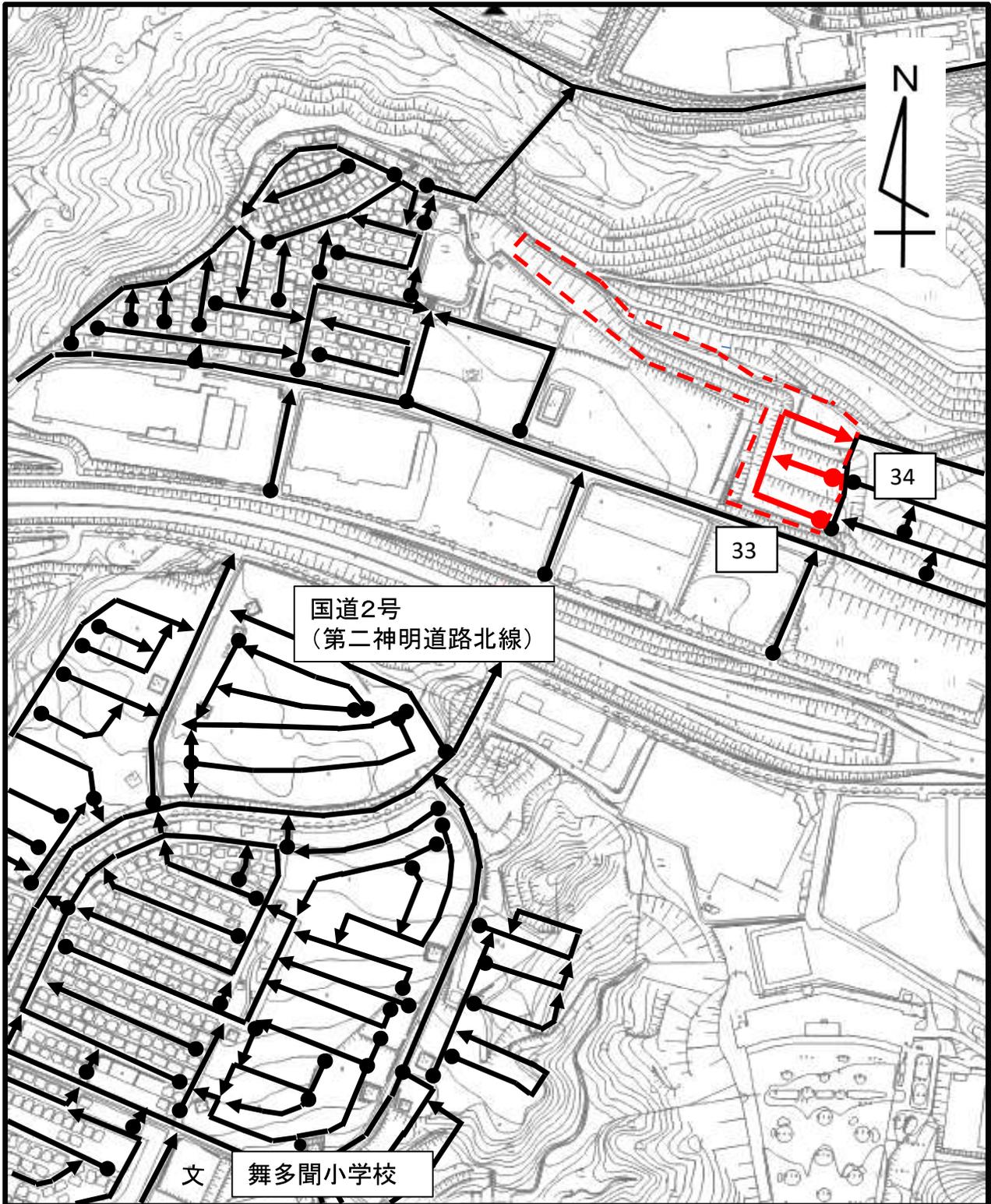
議案参照図(その4)



凡例

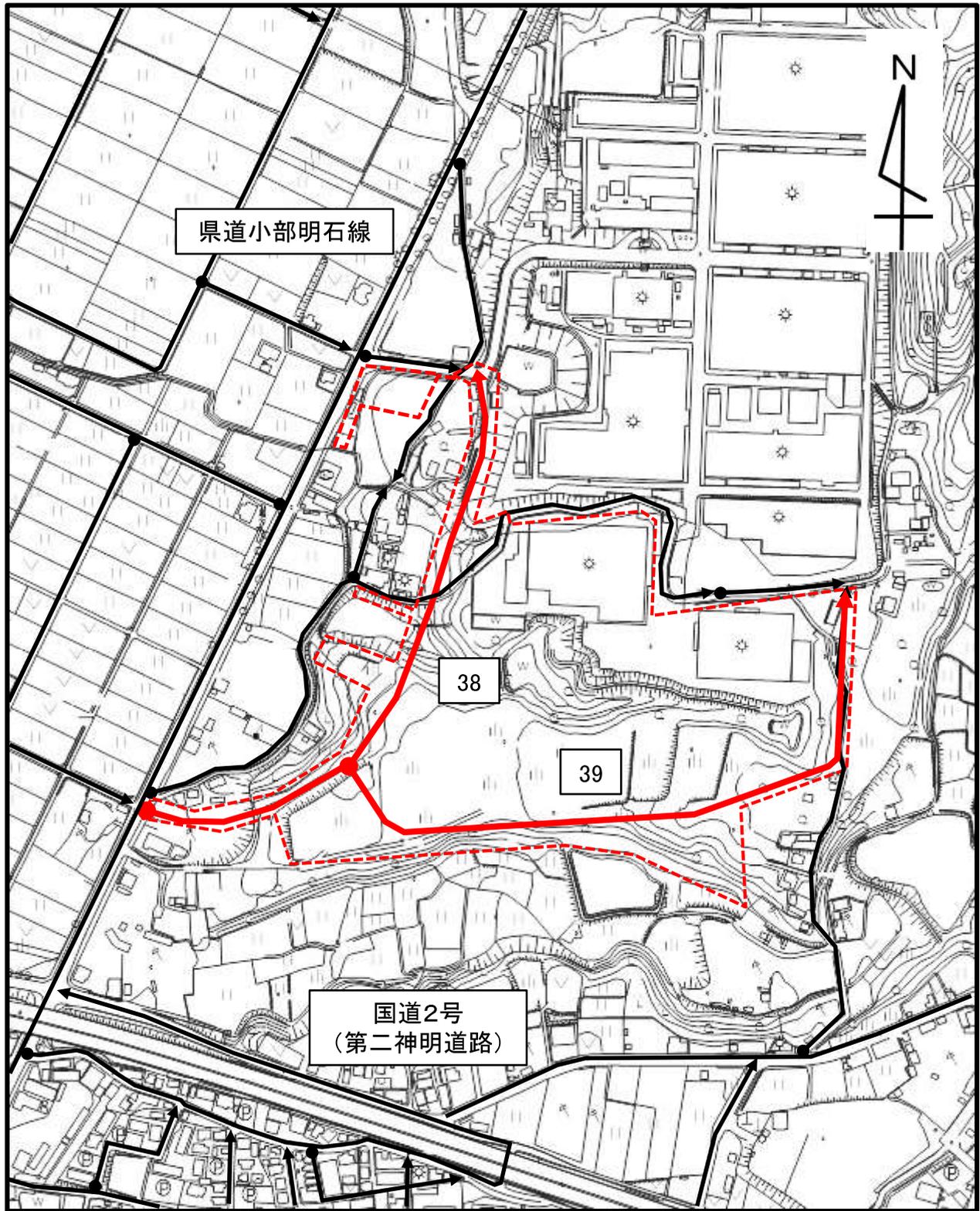
-  **今回認定道路**
(多聞115、116、117号線)
(117号線は自転車歩行者専用道路)
-  **既認定道路**
-  都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その5)



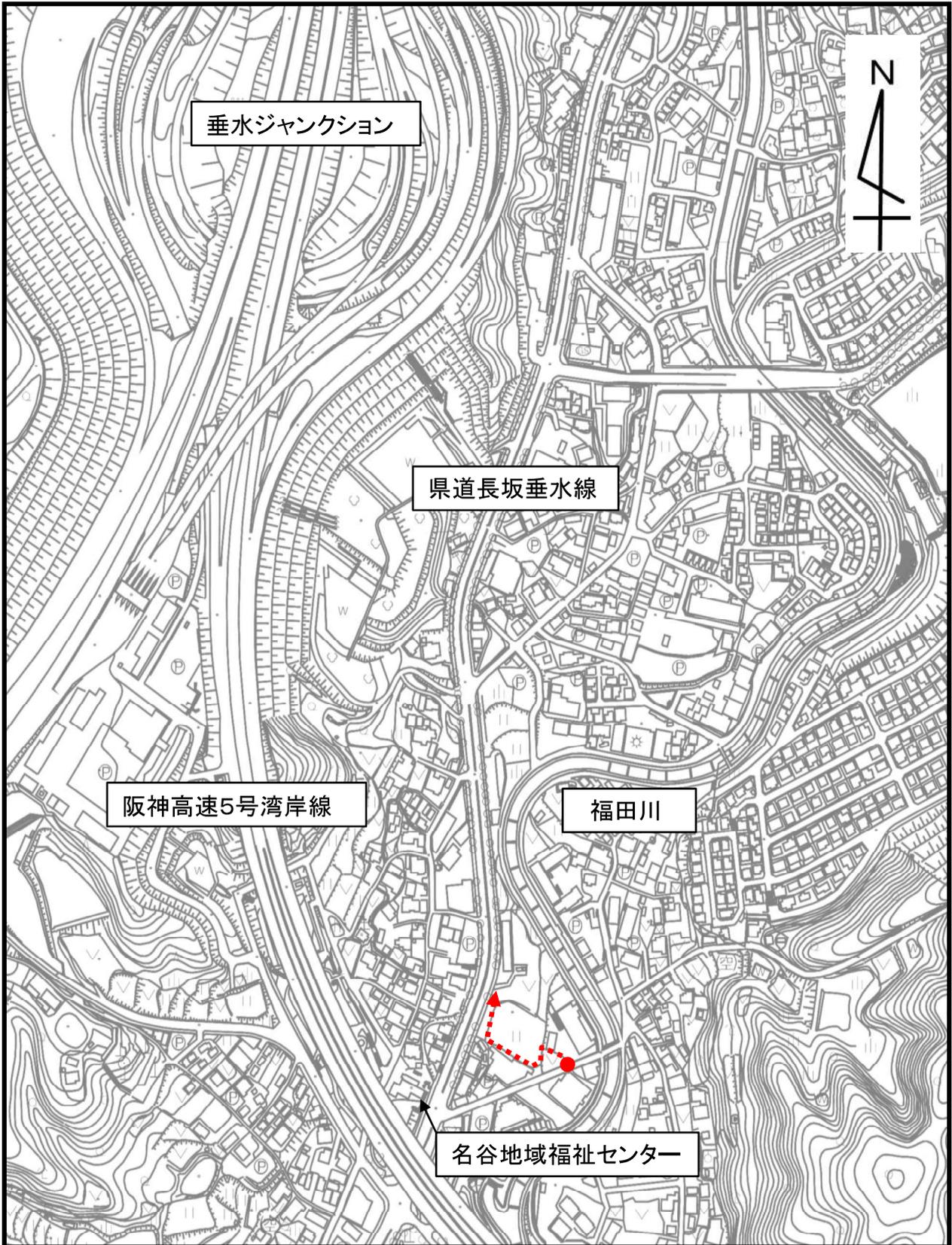
凡例	今回認定道路 (小東台33、34号線)
	既認定道路
	都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その6)



凡例	今回認定道路 (二ツ屋38、39号線)
	既認定道路
	都市計画法(昭和43年法律第100号) 第29条の許可に係る開発区域

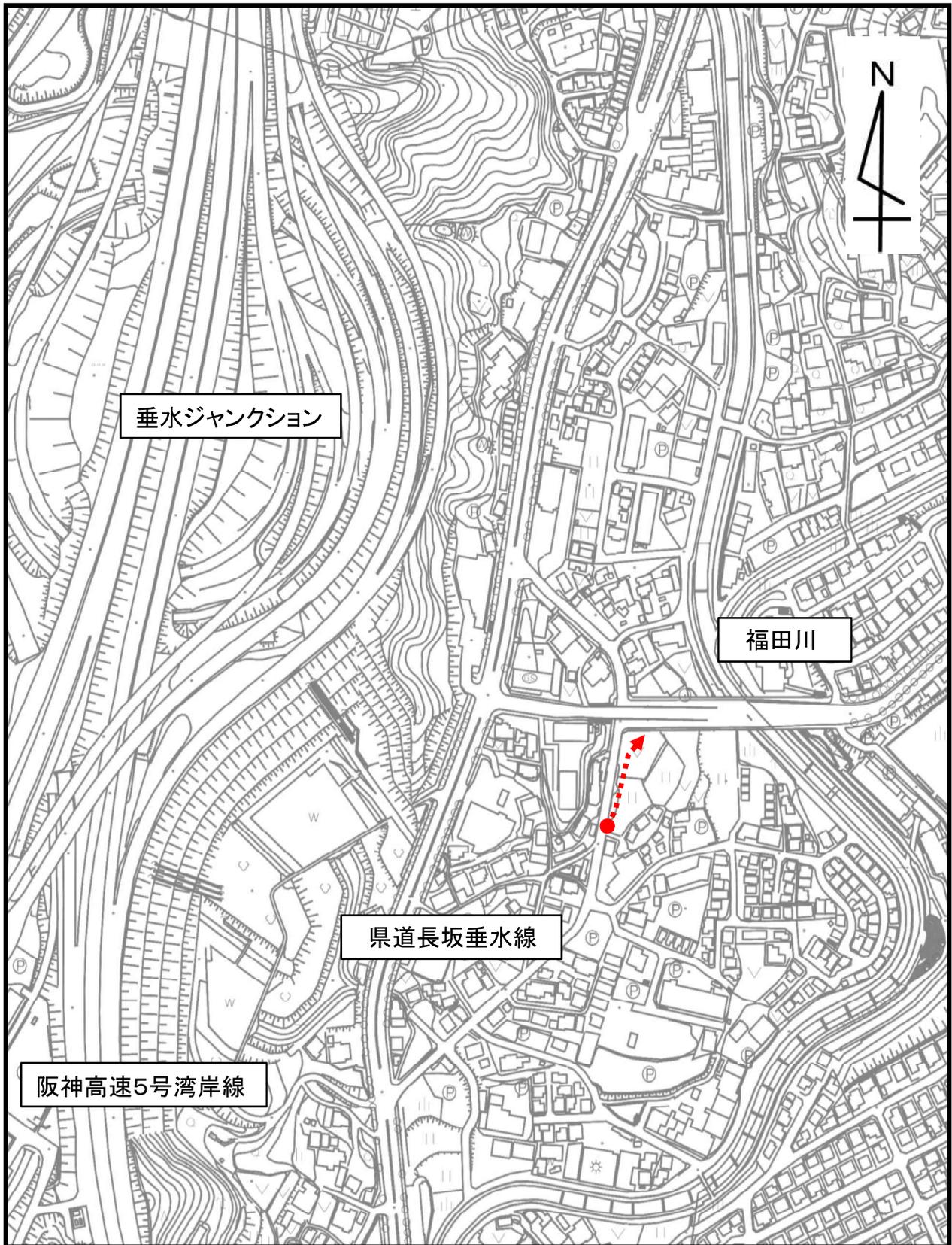
議案参照図(その7)



凡例

 今回廃止道路
(名谷14号線)

議案参照図(その8)



凡例

 **今回廃止道路**
(名谷25号線)

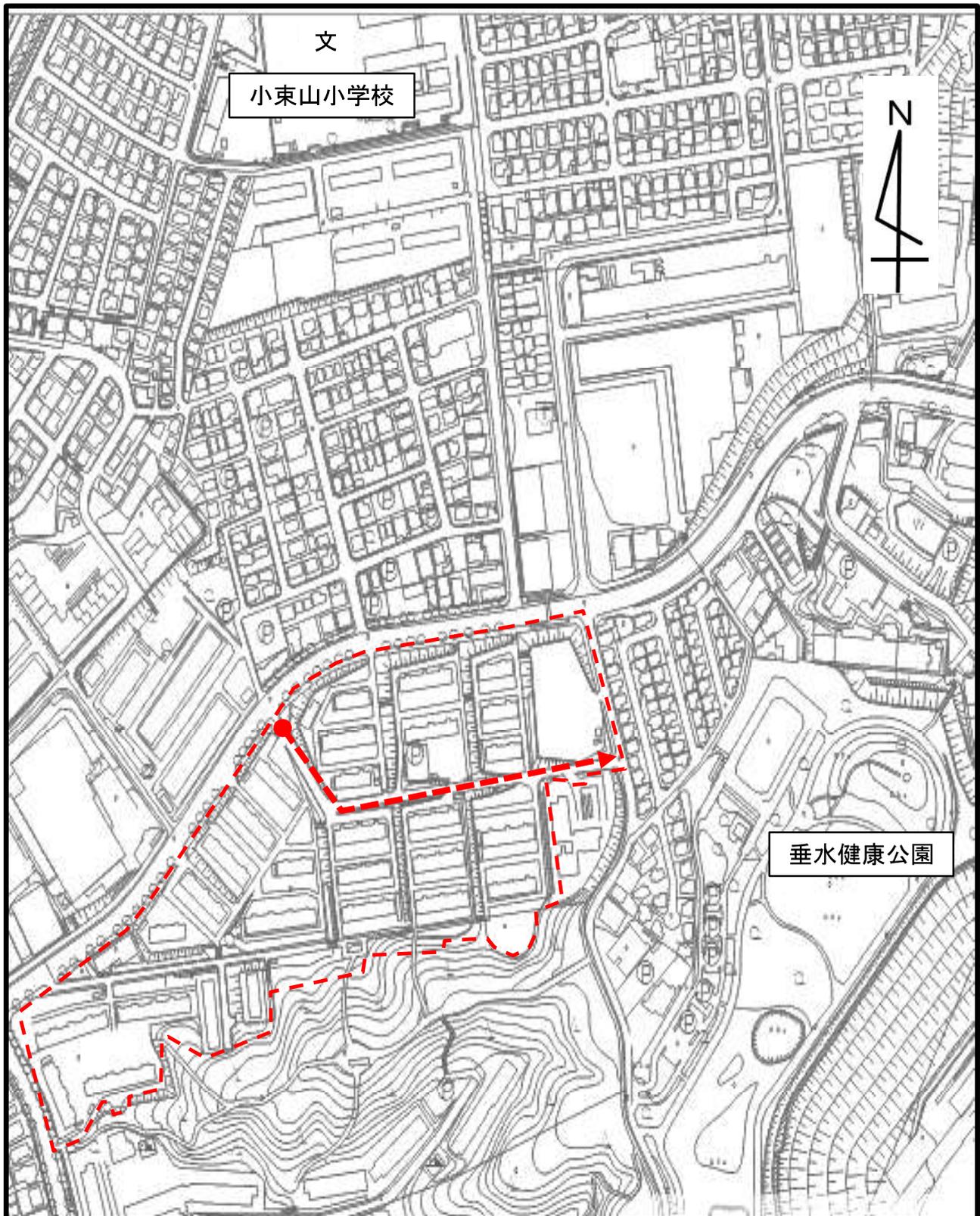
議案参照図(その9)



凡例

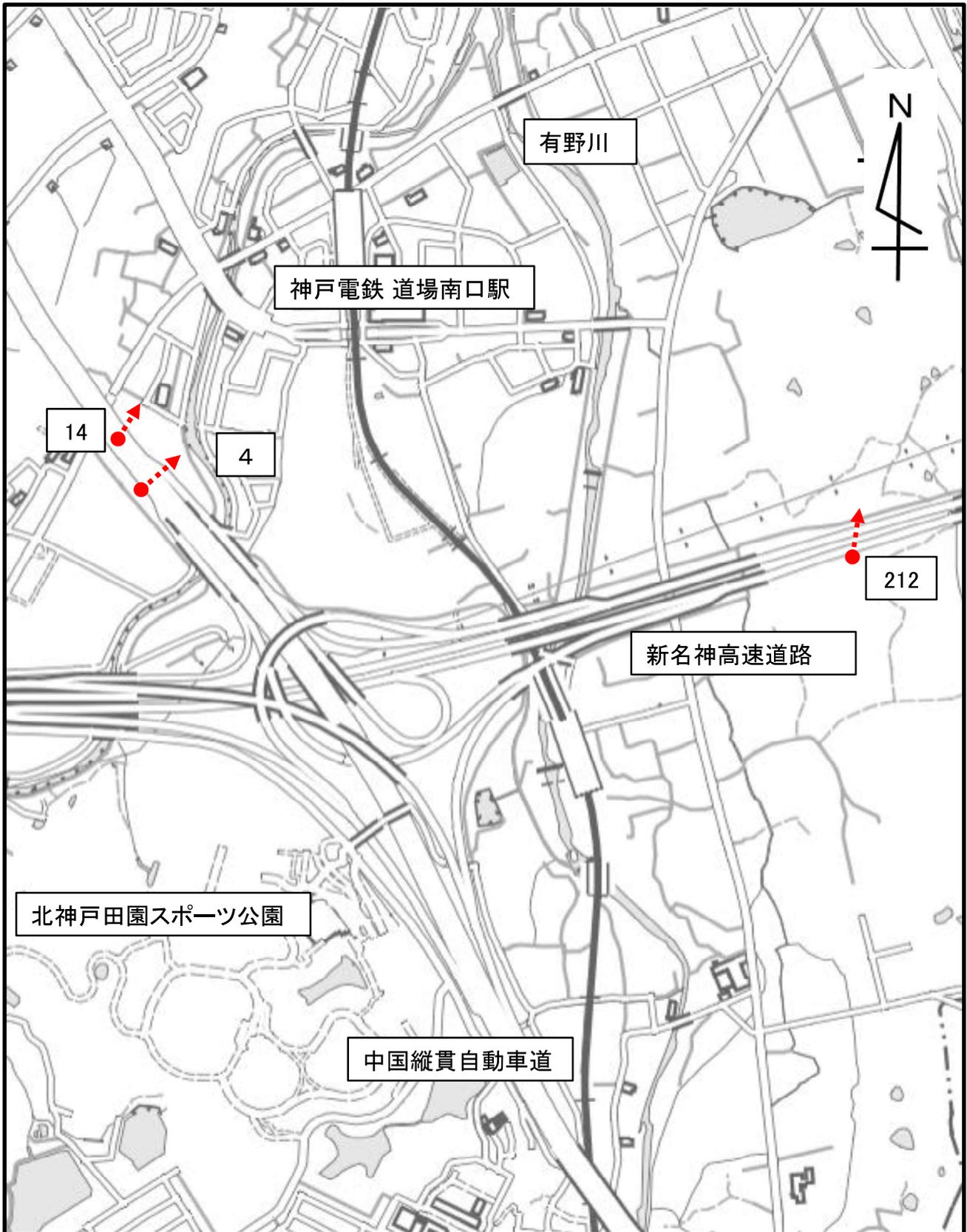
今回廃止道路
(押部谷里633号線)

議案参照図(その10)



凡例	今回廃止道路 (多間105号線)
	都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発区域

議案参照図(その11)



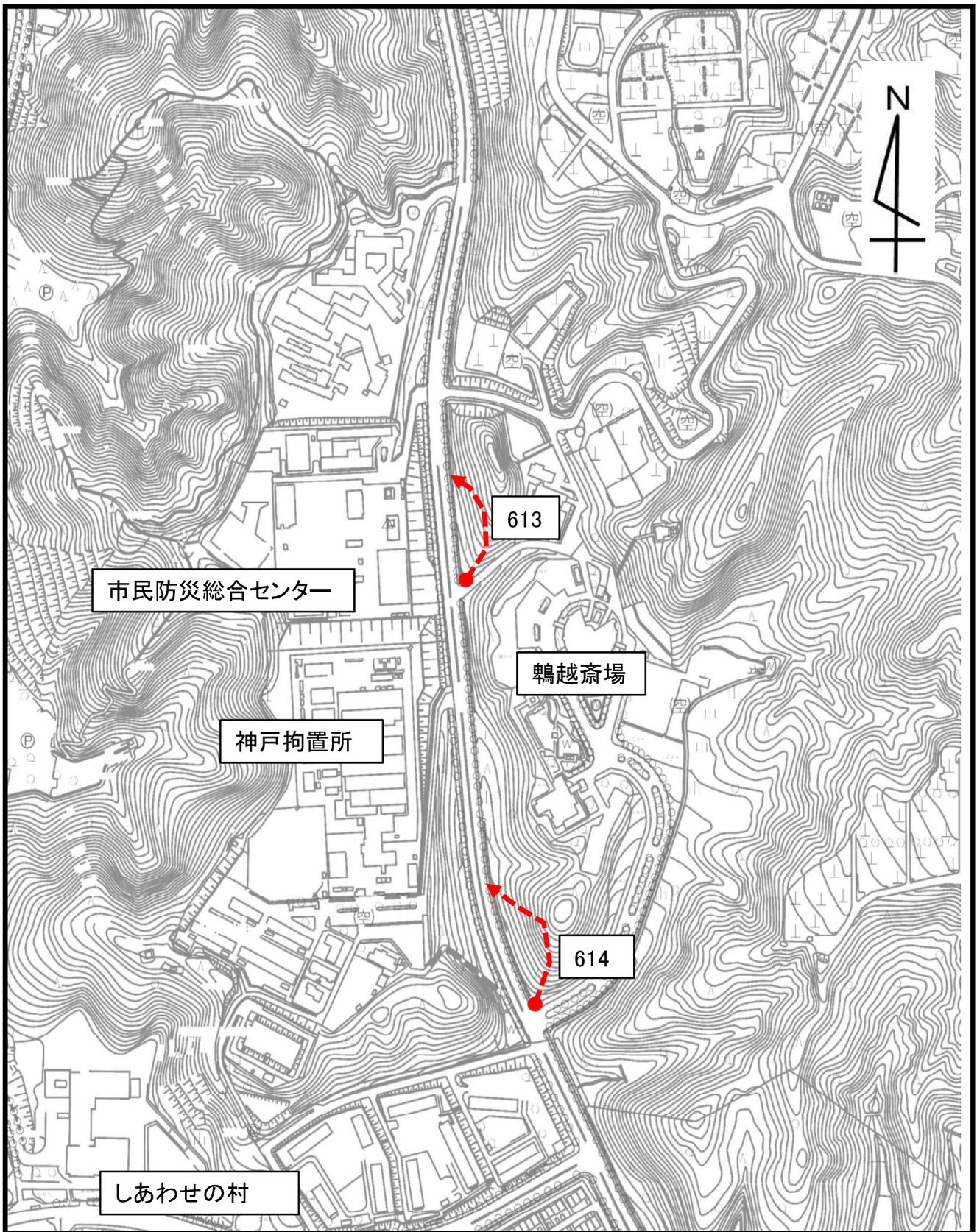
凡例



今回廃止道路

(道場里212号線、中4、14号線)

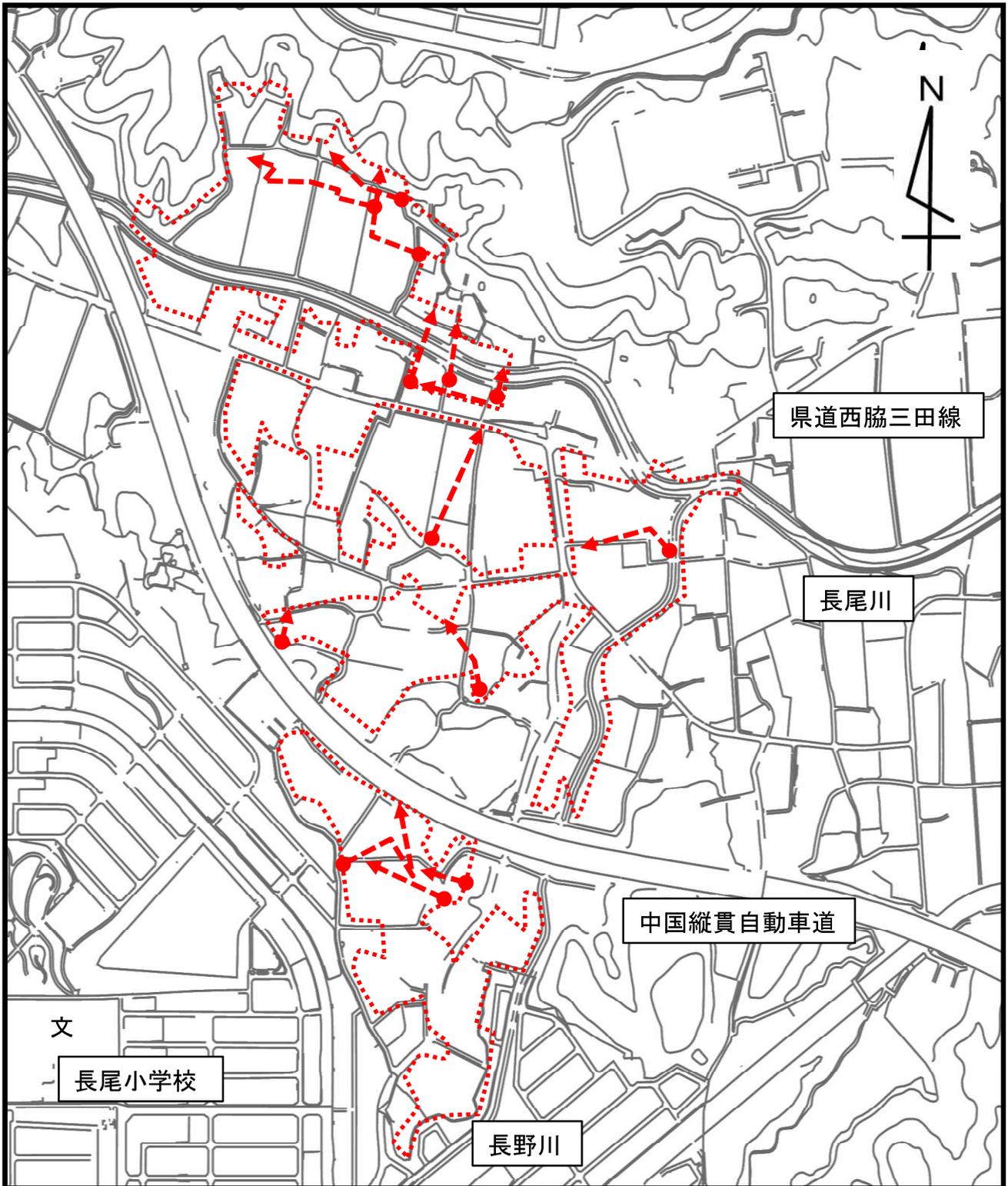
議案参照図(その12)



凡例

今回廃止道路
(山田里613、614号線)

議案参照図(その13)



凡例

- - - - - -▶ 今回廃止道路
(工区内の従前の市道路線)
- 県営土地改良事業
長尾地区第2工区